

議案第 35 号

狭山市救急医療協議会条例

条例別紙のとおり

平成 25 年 6 月 4 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

本市における救急医療体制の整備を図るため、狭山市救急医療協議会を設置したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市救急医療協議会条例

(設置)

第1条 本市における救急医療体制の整備を図るため、狭山市救急医療協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 救急医療活動の円滑化に関する事項
- (2) 救急搬送活動の円滑化に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、救急医療体制の整備を図るために必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 埼玉県知事から救急病院又は救急診療所の認定を受けた市内の当該医療機関の代表者
- (2) 狭山市医師会、狭山市歯科医師会及び狭山市薬剤師会の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。